

| | |
|------------------|---|
| Title | 〔商法 三三三〕 損害保険契約における他保険契約の告知義務とその違反の効果 |
| Sub Title | |
| Author | 来住野, 究(Kishino, Kiwamu) 商法研究会(Shoho kenkyukai) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1993 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.6 (1993. 6) ,p.103- 112 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 判例研究 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930628-0103 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 三三三三〕

損害保険契約における他保険契約の告知義務とその違反の効果

〔判示事項〕

他保険契約の存在についての告知義務違反があっても、不法な保険金の取得の目的をもって重複保険契約を締結するなどその保険契約を解除するにつき公正かつ妥当な事由がない限り、告知義務違反を理由として保険契約を解除することはできない。

〔参照条文〕

商法六三三条、六四四条

〔事実〕

原告Xは、昭和五一年五月頃から山形県鶴岡市において土木建築工事業を営んでいる会社であるが、同市の河川の護岸災害復旧工事の一部を下請けし、昭和五七年一月頃からその工事に着手していたところ、同年三月一〇日、従業員が本件ブルドーザーで河川に入って作業している際に、突然右ブルドーザーが河川の深水部分に落下して冠水するという事故に遭い、右ブル

（東京地裁昭和六一年一月三〇日判決
東京地裁昭五八（ワ）四四七三号、保険金請求事件
判例時報一八二一号一四六頁、金融・商事判例七三九号一二頁）

ドーザーが使用不能となった。そこで、Xは、右ブルドーザーにつき、自動車車両保険契約を締結していた被告Y保険会社に対し、保険金の支払いを請求した。

ところが、Xは、その所有する建設機械ほか小型貨物自動車等を含む十数台の車両全車について、Y保険会社と訴外A保険会社とに振り分けて損害保険契約を締結することとし、Xの代表者がその事務手続を係員に指示したところ、右係員の手違いから、本件ブルドーザー一車両については、Y社とA社の双方に重複して保険契約が締結されてしまい（A社との契約締結は昭和五六年九月一九日、Y社とは同年九月二〇日）、Y社との契約締結の際、A社との保険契約が存在する旨を告知していなかった。そこで、Y社は、Xの右保険金請求に対し、本件保険契約に適用のある自動車保険普通保険約款第四章一般条項第三条第一項には、「Yは、保険契約締結の当時、保険契約者、被

保険者またはこれらの者の代理人が、故意または重大な過失によって保険申込書の記載事項について知っている事実を告げなかったとき、または不実のことを告げたときは、この保険契約を解除することができます。」との条項があり、XはA社との損害保険契約の存在を告知しなかったのであるから、右条項に従い、告知義務違反を理由として本件保険契約を解除したと主張して、保険金の支払いを拒絶した。

これに対し、Xは、「重複保険の告知義務は不当な利得の禁止という損害保険における公序的な原則を確保するために契約の当事者に負わされた義務にすぎないものであるから、重複保険を締結した者が不当な利得の目的をもって保険契約を締結したうえ保険金を請求する場合でなければ、たとえ約款上重複保険の場合それを告知しなければ契約の解除ができるとされていても、なお解除権は発生しないといわなければならない。本件の場合は、重複保険契約であっても、Xが特に不当な利得を目的としたものではなく、Xの事務員の手違いにより生じたものであることが明らかであるから、Yに告知義務違反を理由とする解除権は発生せず、Yの本件保険契約の解除の主張は失当である。」と反論した。

〔判旨〕 請求一部認容

「損害保険契約の締結に際し、同一の目的物について保険事故、被保険利益及び保険期間を共通にする他の保険契約が存在する場合、保険契約者、被保険者が保険者に対しこれを告知する義

務を課した趣旨は、主として、重複保険の締結は、それが不法な利得の目的に出た場合にはもちろん、そうでないときでも、一般に保険事故招致の危険を増大させることになるから、保険者としては、かかる重複保険の成立を避けるため、他保険契約の存在を知る必要があるうえ、被保険者が各保険者から個別的に損害のてん補を受けることにより、全体として損害額を上回る保険金を受けとる結果となることを防止するために他保険契約の存在を知る利益があり、また、保険事故発生の場合に損害の調査、責任の範囲の決定について他の保険者と共同して行なう利益を確保するため、他保険契約の存在を知ることが便宜であること等にあるものと考えられるが、他方、重複保険の場合の被保険者の総取得金額については商法六三二条及び同旨の保険約款によって一定の制限が課せられているほか、保険（事故？―筆者）招致については商法六四一条及び同旨の保険約款の規定により保険者が免責されることになっていること及び普通保険約款にあっては、契約の当事者の知、不知を問わず、約款によらない旨の特段の意思表示がない限り当然に契約内容となって当事者を拘束することになること等に鑑みると、保険契約者、被保険者に他保険契約の存在について告知義務違反があるからといって、直ちに約款の文言にしたがって保険者に保険契約の解除を認めるのは相当ではなく、保険契約者、被保険者が不法な保険金の取得の目的をもって重複保険契約を締結するなどその保険契約を解除するにつき公正かつ妥当な事由がある

場合にはじめて保険者が告知義務違反を理由として保険契約を解除し、保険金の支払を免れることができるものと制限的に解するの相当であり、原則として、このように解したとしても、保険者に対し不当な負担と不利益を強いることにはならないといつてよい。」

本件の場合、「Xは、不法な保険金の取得の目的をもってYとの間で重複保険契約を締結したものである」といえないから、Yとしては、本件約款に規定する告知義務違反を理由として本件保険契約を解除することはできないものというべきである。

〔研究〕

一 わが国の各種の損害保険の普通保険約款では、ほとんど例外なく、同一の目的物について保険事故・被保険利益・保険期間を共通にする他の保険契約が存在する場合には、その旨保険者に対して告知すべき義務を保険契約者に課し、その違反に対しては契約の無効または解除を可能にするという厳しい制裁をもって臨んでいる。このような他保険契約の告知義務に関する約款規定には、次のような存在意義があると説明されている。すなわち、①保険契約者がすでに十分な保険があるのに重ねて同種の保険契約の申込をしてきた場合、保険者は、被保険者が保険事故招致や事故発生の仮装を誘発させる危険、すなわち道德的危険（モラルリスク）を警戒し、または契約締結を回避することによってこれに対処できること、②いわゆる狭義の重複

保険、すなわち数個の保険契約を締結することにより保険金額の総計が保険価額を超過する場合には、他の保険者と損害填補を分担する関係になるから、自己の負担額の減少の機会を確保しておくことができ、被保険者が各保険者に対して個別的に請求して損害額を超えて保険金を受領することを予防できること、③自己の保険契約の内容の決定と契約締結後の契約関係の処理につき他保険契約を参考にできること、④保険事故が発生した場合、損害の調査、責任の有無・範囲の決定を他の保険者と共同して行うことができることなど、保険者としては、他保険契約の存在を知ることによって契約締結上・事務処理上の種々の便宜・利益が確保される（中西正明「重複保険の告知」保険判例百選四七頁）。さらに、故意の保険事故招致を証明することの困難を、立証責任を転換することによって回避し、その証明ができずに保険金を支払わざるをえない事態に対処することができるという機能も有するといわれる。

本判決も、以上の見地から他保険契約の告知義務の合理性を承認し、本件約款条項を一応有効と解したようであるが、他保険契約の存在の不告知がすべからず解除原因となることは保険契約者と被保険者に酷であることを考慮して、一定の条件のもとで約款の効力に制限を加えている。このような考え方は、他保険契約の告知義務違反の効果として保険契約の無効を定めた火災保険普通保険約款五条二号について、「保険契約者ニ第五條各号違背ノ行為アリタルトキト雖該保険契約ハ常ニ必シモ当

然無効ニ帰スルモノニ非シテ保險者タル被告会社ニ於テ其ノ無効ヲ主張スルニ付公正且妥当ナル事由ノ存スル場合其ノ無効ヲ主張シテ之ヲ失効セシメ得ヘキ權利ヲ保留シタルニ止マ」と判示し、保險者が無効を主張できる場合を制限した大審院昭和一〇年一月二日判決（判決全集二輯二四号一二六八頁）と軌を一にするものであり、違反の効果が解除か無効かという点で大きな違いがあるが、保險者と保險契約者側の利害を調整するという解釈方針において、本判決は大審院判決を踏襲していると評価できる。しかし、そもそも他保險契約の存在は告知義務の対象となりうるのか、なりうるとすればそれは商法六四四条一項の告知義務の対象に含められるものなのか、それとは性質を異にする約款上の告知義務にすぎないのか、さらに後者の場合その違反の効果として保險契約の効力を制限的ながらも否定せしめることは妥当なのかなど検討すべき課題は多い。本判決の論旨は、他保險契約の告知義務をあくまでも約款上の問題として捉えていることは明らかであるが、その解釈論理は明確さを欠くがゆえに、かえってこの問題を再考する格好の契機となるように思われる。

そこで、本件判旨を素材として、損害保險契約における重複保險の告知義務とその違反の効果に関して考えられる理論構成を示し、その当否を考察することにより、問題の所在を明らかにしたい。

二 ところで、本件判旨に関する限り以下の点が指摘されてい

る。この指摘は、他保險契約の告知義務及びその違反の効果に関して判旨がいかなる論理を採用しているのかを評価するにあたって、少なからず示唆を含むものと考えられるため、ここから論を進めることとする。

本件約款において告知義務違反の主観的要件として「保險契約者、被保險者またはこれらの代理人」の「故意または重大な過失」を要求しているにもかかわらず、判旨にはこの点に関する説示がない。当該約款条項を一応有効とするのであれば、告知義務違反の効果を判断する前に、告知義務違反があったのかどうかを判断する必要があるはずである。しかし、本件では、そもそも告知義務違反を構成するかどうか自体が疑わしいと指摘される。すなわち、判旨の事実認定によれば、Xは係員の手違いにより重複保險契約を締結してしまったのであるから、保險契約者の代理人と評価すべき右係員は契約締結時には重複保險たることを認識していなかったと考えられるが、本件約款が告知すべき事項を「知っている事項」に限定している以上、本件における不告知は告知義務違反を構成せず、約款条項の制限的解釈を論ずるまでもなくXの請求が認容される余地があったのではないかというのである（田辺康平「本件判批」判例評論三三一号六四頁（判例時報一一九八号二三四頁）、藤田友敬「本件判批」ジュリスト九三九号一九三頁、清河雅孝「本件判批」産大法学二四巻一号四九頁）。

判旨が告知義務違反の成否について言及しなかった理由を見

出だそうとすれば、まず、判旨は、本件約款条項の効力を制限的に解する結果として、本件における不告知を解除という効果を生ぜしめる告知義務違反から除外したのではないかとの推測が可能である。というのも、判旨は、Yの主張に対するXの反論（解除権の発生そのものを否定している。）に答える形で判示した結果として（清河・前掲五〇頁はこのように分析する）、保険者に対する解除権の発生という効果が生じる場合を「保険契約者、被保険者が不法な保険金の取得の目的をもって重複保険契約を締結するなどその保険契約を解除するにつき公正かつ妥当な事由がある場合」に限定するのみならず、それに伴い告知義務違反の範囲をも限定していると考えられなくもないからである。つまり、解除という効果の生じない不告知を告知義務違反だといったところで意味がないのである。もし、判旨がこのような論理を採用しているのであれば、判旨の中で、「告知義務違反」という語を使っている点は反省されなければならない。他方、本件約款条項どおり、他保険契約の存在をすべからず解除権発生という効果の生じうる告知義務違反の対象とするのであれば、解除の可否の判断以前に告知義務違反の成否の認定が先決問題となるであろう。ただし、約款条項どおり告知事項は、「知っている事項」に限定されるものとすれば、保険契約者が法人の場合、他保険契約の存在の知・不知は、誰の認識をもって法人の知・不知と評価すべきかは、検討すべき問題として残る。いずれにせよ、本件約款条項の有効性の判断を避けて告知義務違反の成否を論ずることはできないというべきである。

三 判旨がYの主張に対するXの反論を受け入れたものであるとすれば、判旨の意図する理論構成として、まず、解除権が発生するためには、故意または重過失による告知義務違反に加えて、「不法な保険金の取得の目的をもって重複保険契約を締結するなどその保険契約を解除するにつき公正かつ妥当な事由」の存在というそれぞれ独立した二重の要件を具備することを要求していると考えることができる。以下、この理論構成を分析することにする。

この理論構成によれば、第一に、他保険契約の告知義務の合理性を承認しながら、告知義務違反と解除権の発生との直接の結び付きは否定されることになる。つまり、告知義務違反の効果として即座に解除権が発生することを原則として認めない。そして、第二に、告知義務違反と解除権の発生を架橋する要件として、「保険契約を解除するにつき公正かつ妥当な事由」の存在を要求するのである。しかし、「保険契約を解除するにつき公正かつ妥当な事由」、いいかえれば保険契約の効力の維持を困難にする事由さえ独立して存在すれば、告知義務違反の有無を問わず契約を解除できるはずであり、それに加えて告知義務違反を解除権発生の不可欠の要件として要求することは蛇足というべきではないだろうか。なぜなら、そもそも告知義務違反の効果としての解除権は、告知義務違反それ自体に「保険契約を解除するにつき公正かつ妥当な事由」が内在しているから

こそその発生が認められると考えるのが当然の事理であるから、それにもかかわらず告知義務違反とは別個に「保険契約を解除するにつき公正かつ妥当な事由」を要求するということは、告知義務違反自体には解除権の発生原因としての意味を認めていないことになるからである。つまり、告知義務違反と「保険契約を解除するにつき公正かつ妥当な事由」は、それぞれ別個の要件として両立しうるものではないのである。したがって、告知義務違反と「保険契約を解除するにつき公正かつ妥当な事由」の存在は互いに対等なものとしていずれか一方が否定されれば必ず解除権は発生しないというものではなく、直接の解除原因となるものは、「保険契約を解除するにつき公正かつ妥当な事由」の存在にはかならず、その結果、他保険契約の告知義務違反と解除権の発生は、要件と効果という関係において論理的必然的な牽連性を有するものではないことになってしまう。さらにいいかえれば、「保険契約を解除するにつき公正かつ妥当な事由」が存在しない限り違反の効果を伴う告知義務を認める必要はなく、「公正かつ妥当な事由」があつてはじめて告知義務違反の成否が問題となるのであるから、判旨が告知義務違反の成否を判断することなくいきなり「公正かつ妥当な事由」の存否を判断したのはその限りにおいて納得できなくもないが、本末転倒のそしりを免れないであろう。

要するに、この理論構成は、告知義務違反の効果としての解除を論ずるものではなく、それとは別個の「保険契約を解除す

るにつき公正かつ妥当な事由」の存在の効果として解除を導き出しているものと評価できるのである。それはとりもなおさず事実上本件約款条項の効力を否定したことを意味するから、間接的に告知義務違反を問題とするのは、たかだか解除権の発生という効果を肯定するためのつじつまあわせにすぎないことになる。したがって、解除権の発生という効果自体が疑わしいといわざるをえない。

次に、「保険契約を解除するにつき公正かつ妥当な事由」とは、判旨がその一例として、保険契約者側が「不法な保険金の取得の目的をもって重複保険契約を締結する」場合を挙げているように、告知義務違反を構成する主観的要件に絞りをかけたものであると考えることもできる（なお、田辺・前掲二三四頁、藤田・前掲一九三頁参照）。すなわち、解除権の発生という効果を生ずる告知義務違反を構成するためには、悪意・重過失による他保険契約の不告知では足らず、道徳的危険を窺わせる背信的意図、いわば害意が必要であるということになる。この理論構成によれば、本件においては、保険契約者側の害意は認定されていないのであるから、告知義務違反自体が認められないことになる。

しかし、保険者が契約当時における保険契約者側の詐欺的意図を立証することは非常に困難であろうから、告知義務を課した意味は大幅に減退することになる（山下友信「傷害保険契約と他保険契約の告知義務・通知義務」文研論集一〇〇号一七

八頁）反面、保険契約者側の詐欺的意図を立証できるような場合には、故意の事故招致による免責を得られる可能性も大きくなるから、必ずしも他保険契約の告知義務違反を理由とする解除を認めなくても保険者の不利益にはならないように思われる。また、このような理論構成による場合、他保険契約の告知義務は、他保険契約の存在という告知事項よりも、主観的要件にその重点は移行しているというべきではないだろうか。なぜなら、他保険契約の存在それ自体を知ることが、保険制度の合理的な運営の確保ないし契約法的衡平に資するものであれば、主観的要件は悪意・重過失で十分であると思われるからである。とすれば、詐欺的意図からストレートに制裁的效果を導き出すべきであって、解除権の発生を他保険契約の存在の不告知に対する効果として構成することには無理があるのではないだろうか。

この点に関し、「不法な保険金の取得の目的」については、損害保険契約法改正試案六三四条一項は、狭義の重複保険において、保険契約者または被保険者に不法な利得を得る目的があったことを保険者が立証したときは、その保険契約を無効としている。確かに、保険の団体性に鑑みれば、被保険者に支払われる保険金は保険加入者が拠出した保険料によって形成された資金を基礎とするものであるから、他の保険加入者の犠牲において不法な利得を図る目的をもって保険契約を締結することが許されざることであることは多言を要しない。したがって、不法な利得の目的をもって保険契約が締結された場合には、保険者

に裁量の余地を残す解除という措置よりも、契約の効力を全面的に否定するほうが適切である。しかし、仮に契約締結当時不法な利得を目的としていても、客観的に保険金給付の条件成就の可能性が存在している限り、保険契約の目的に瑕疵はないといえるであろうから、偶然的な保険事故については保険者は自己の負担部分につき損害填補を免れないはずであり、また不法な利得の目的は保険契約を締結する際の動機にすぎないのであるから、民法の一般原則による詐欺による取消（民九六条）以外の方法によって保険契約の効力を否定することは、少なくとも改正試案のような規定のない現行法の解釈としては疑問である（なお、西島梅治・保険法〔新版〕一五六頁は、保険契約者が不法な利得を得る目的で超過保険を締結した場合には、現行法の解釈論としても民法九〇条により契約全部を無効と解すべきであるとしている。同旨、山本忠弘「他保険契約の告知（通知）と商法六四四、六七八条の告知義務について」名城大学創立四十周年記念論文集法学篇四四三頁）。

四 ところで、判旨が「保険契約を解除するにつき公正かつ妥当な事由」の存在は保険者の側でこれを立証すべきこととしているように読めるため、もしそうだとすれば、故意の事故招致の場合に保険者がそれを証明することができないために保険金を支払わざるをえない事態を立証責任を転換することによって回避しようとする本件約款条項の存在意義を失わしめることになるという批判がある（田辺・前掲二三四頁、藤田・前掲一九

二（一九三頁）。しかし、既述の理論構成によれば、「公正かつ妥当な事由」の存在が解除権発生の要件である以上、解除の要件が具備されていることの立証責任を解除権を行使する保険者側が負担すべきことは当然である。したがって、仮に「公正かつ妥当な事由」の不存在の立証責任を保険契約者側に負わせるにしても、まず告知義務違反によって即座に解除権が発生することを前提としなければならない。

そこで、告知義務違反の効果としてすべからず解除権の発生を肯定し、ただその行使は「保険契約を解除するにつき公正かつ妥当な事由」の存する場合にのみ認められるという構成が考えられる。すなわち、「公正かつ妥当な事由」の存在は解除権行使の要件ということになる。このような理論構成を採用すれば、告知義務違反により解除権が発生する以上、解除権の行使は保険者の任意に委ねられることになるが、解除権行使が保険契約者・被保険者にとって不当なものであれば、解除権行使を否定する側で「公正かつ妥当な事由」の不存在を立証すべきことになるであろう。

しかし、他保険契約の告知義務違反により約款条項どおり保険者に解除権の発生を認める以上、保険者としては「保険契約を解除するにつき公正かつ妥当な事由」を十分にみたしているものというべきではないだろうか。とすれば、解除権行使の否定は、信義則違反または権利の濫用という一般条項に委ねられるほかはないから、結局他保険契約の告知義務違反の効果に固

有の制限的解釈をしたことにはならないというべきである。

このように考えていくと、故意の事故招致の場合における保険者の立証困難の救済は、立証責任の転換規定や推定規定を設けることによってなすべきであって（もっとも、その当否についてはなお検討を要する）、他保険契約の告知義務違反に対する制裁によるのは邪道であるとの指摘（棚田良平「他保険契約通告の沿革と立法趣旨」保険学雑誌四六六号一一五―一二六頁）も、正鵠を射ているように思われる。

五 最後に、他保険契約の存在も商法六四四条一項に規定する「重要ナル事実」に該当するかという点について若干の考察を試みる。

告知義務の対象となる「重要ナル事実」とは、「危険測定上の重要事実」であると解されているが、重複保険には、その属性として、あるいはこれを限定的に解釈して狭義の重複保険の属性として、多かれ少なかれ道徳的危険が存在するものと評価して、他保険契約の存在は道徳的危険の徴憑事実として「重要ナル事実」に含まれるとすれば、その旨の約款条項の存否にかかわらず、商法六四四条一項が適用されることになる。したがって、告知義務違反の効果としては常に保険者に解除権が発生することとなり、解除できる場合を限定することは不要にして不当ということになる。

道徳的危険に関する事実としての他保険契約の存在については、判例（生命保険に関する事案として、大判明治四〇・一

○・四民録一三輯九三九頁、大判昭和二・一一・二民集六卷一
 号五九三頁など)は、これを「重要ナル事実」には該当しないものとして告知義務の対象から除外しており、これに賛成する学説も少なくない(棚田・前掲一一七頁、倉沢康一郎「告知義務」保険契約法の現代的課題三九頁、大原栄一「他の保険会社との生命保険契約の存在」商法(保険・海商)判例百選九一頁、山本・前掲四三八頁など)。保険約款においても、一般的には、危険測定と無関係な事項を告知事項から除外しながら、他保険契約の存在についてはこの限りではないとして、他保険契約の存在が危険測定と無関係であることを前提としているようである。

これに対して、道徳的危険に関する事実は、保険者が保険金支払義務を負担すべき保険事故の発生率の測定とは関係がないが、保険者はそれを契約の諾否の判断の一資料として利用しうるものであるし(中西正明「傷害保険および他の人保険における他の保険契約の告知について」大阪大学法学部創立三十周年記念論文集・法と政治の現代的課題一九一頁以下)、保険者としては、故意の事故招致の立証不可能による保険金の支払をも計算に入れて危険を測定する必要があるから、他保険契約の存在は「危険測定上の重要事実」ではないとしてすべて告知義務の対象から除外することは正当ではないとの理由により、狭義の重複保険を構成する場合には他保険契約の存在も告知義務の対象となると解する見解もある(田辺・前掲二三二―二三三頁、

藤田・前掲一九二頁)。なるほど、保険者が他保険契約の存在を知ることによって道徳的危険が高いと判断すれば、当然契約締結を拒絶するであろうから、少なくとも他保険契約の存在は保険者の契約の諾否の決定に影響を及ぼす事実であり、保険契約の善意契約性という観点からすれば告知義務の対象となる重要事実であるといえるかもしれない。しかし、その直接の根拠は、保険事故招致における保険者の免責を確保するため、水際でこれを回避することにある。とすれば、道徳的危険は保険者の免責確保の問題として処理されるのが筋道であるというべきであるから(山本・前掲四三九頁)、他保険契約の告知義務違反は必ずしも保険者の解除権と結び付くものではないように思われるが(山本・前掲四三五頁)、ここでは疑問を提起するとどめる。

六 以上に述べてきたように、保険者にとって他保険契約の存在を知ることには種々の利益があり、それを告知させること自体には實際上十分な合理性を認めざるをえないものの、判旨のように、その違反の効果として制限的に保険者の解除を認めることには理論的な疑問を払拭しえない。近時、他保険契約の告知義務とその違反の効果に関する判例は、定額保険であるがゆえに道徳的危険が特に問題となりうる傷害保険において散見せられ(東京地判昭和六三・二・一八判例時報一二九五号一三二頁、神戸地判平成元・九・二七判例時報一三四二号一三七頁、東京地判平成三・七・二五判例時報一四〇三号一〇八頁、東京高判

平成三・一一・二七判例タイムズ七八三号二三五頁）、傷害保険契約法試案六八三条の六は他保険契約の告知義務違反に対して正面から保険者の解除権を認めている。損害保険契約においても、現行法の解釈論として、他保険契約の存在を解除という違反の効果を伴う告知義務の対象とすることに合理性を認めるのであれば、その違反の効果を制限することには理論的な困難に直面せざるをえず、全面的に解除を認めたほうが論理の整合

性を保つことができるように思われる。そのためには、告知義務の対象となる重要事実に関する理論の再構築によるか、他保険契約の告知義務に固有の法理を考究する必要がある。もし、それが保険契約者に酷だというのであれば、他保険契約の告知義務自体を否定し、道徳的危険対策は他の法理に依拠すべきであると考える。

来住野 究

〔下級審民事訴訟事例研究 二六〕

26 請求の変更について、新請求を別訴で提起することが旧請求の判決の既判力に触れることを理由に、請求の基礎に変更がないとして許容すべきであるとされた事例

仙台地裁平成四年三月二六日第一民事部判決（平成二（ワ）第八七三号遺産確認請求事件、判例タイムズ八〇〇号二五六頁）

〔事実〕

被相続人Aは昭和二五年八月三十一日に第三者と共に訴外貨物運送を業とするB有限会社を設立し、昭和三五年頃までに第三者の出資持分を譲りうけて、同社の出資持分の全部を所有するに至った。訴外B有限会社は、昭和四二年二月までに計十回の

資本増加をして、資本の総額を八五〇万円（出資口数八万五千以下、本件財産という）とし、Aがその増加部分を総て負担した。Aは昭和四三年五月一三日に死亡したが、Aには配偶者・同社監査役であるX₁のほか長女X₂、同社取締役である長男X₃、同じく取締役である三男X₄、次女X₅と同様に同社取締役である